



宿泊療養施設 退去基準

保健所により次の状況であると判断されたとき

(1) 軽症者

症状が出始めた日（発症日が明らかでない場合は陽性確定にかかる検体採取日）から 10 日間経過し、かつ、症状の軽快が確認されてから 72 時間したとき。

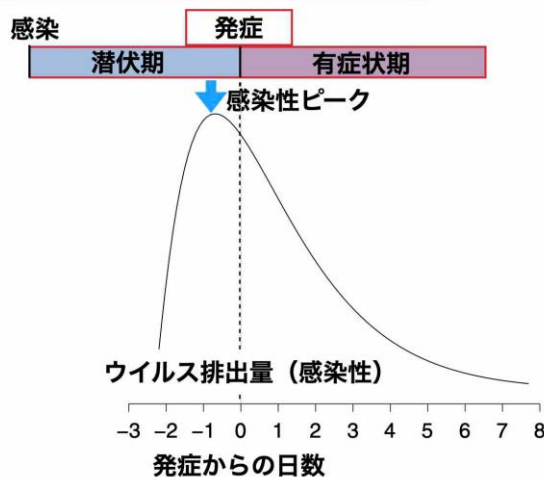
(2) 無症状者

陽性確定に係る検体採取日から 10 日間経過したとき。但し、症状が出たとき（発症した場合）は、上記（1）軽症者と同様の取扱いとする。

※令和 3 年 4 月 9 日より、変異株感染の有無にかかわらず、上記(1)(2)を退所基準とする。

根拠：「PCR 検査が陽性＝感染させる」ではありません。PCR 検査はウイルスの遺伝子の特定の領域を検出しているものであり、ウイルスそのものではないため、死んだウイルスの断片を引っ掛けているだけのことがあります。発症から 30 日以上経っても PCR 検査が陽性になり続ける方がいらっしゃいますが、ずっと感染性が続いているとは限りません。

新型コロナウイルス感染症



感染した日からの感染性の推移

- ・発熱や咳などの症状のある時期が 40%
- ・環境（高頻度接触面など）を介した感染が 10%
- ・無症候性感染者からが 5%

Science 10.1126/science.abb6936 (2020).

コロナ発症前後の感染性の違い (<https://doi.org/10.1038/s41591-020-0869-5>)

上記の図から、感染性のピークは発症前であり発症から 10 日後にはすでに感染性がほとんどなくなっていることが分かります。

(引用) <https://news.yahoo.co.jp/byline/kutsunasatoshi/20200530-00181087/>



退所 社会復帰に向けて準備すること

稀な事例として、退所後に再度新型コロナウイルス陽性となる方が確認されています。そのため、退所後も4週間は以下の事項に留意しながら生活をしてください。

一般的な衛生対策

- 石鹸やアルコール消毒液を用いての手洗い
- 咳エチケット（マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用など）など
- 健康状態を毎日確認
- 療養施設で記録していた健康チェックの確認の継続する

咳や発熱などの症状が出た場合

- 管轄の健康福祉事務所（保健所）に連絡し、その指示に従い外出時には必ずマスクを着用して、必要に応じて医療機関を受診する
- 管轄健康福祉事務所（保健所）への連絡および医療機関の受診にあたっては、あらかじめ新型コロナウイルス感染症で宿泊療養していたことを電話連絡する

相談できる場所を知っておく

- 気持ちが落ち着かないなど、こころに関する相談窓口を確認する

（参考）兵庫県発行リーフレット：施設を退所される方へ